

さいたま市文化センターをご来館(ご利用)される皆さまへのお願い

[新型コロナウイルス感染症拡大防止対策]

新型コロナウイルスの感染拡大予防の対応策として、さいたま市の文化施設等における利用に係る運営方針等に基づき、「新しい生活様式」を取り入れた施設利用ガイドラインを設けました。(令和2年11月27日から令和3年2月28日まで)

さいたま市文化センターをご利用される皆さまは、以下の事項を遵守くださいますようお願い申し上げます。

※この運営方針については、さいたま市の新型コロナウイルス危機対策本部委員会議及び令和2年11月13日付け文化庁政策課長事務連絡「2月末までの催事の開催制限等について」に準じて定めたものです。

－ **さいたま市文化センター利用ガイドライン** －

項目	詳細																																					
<p>[1] <u>施設の利用者数の制限</u> ※例外事項あり [2]参照</p>	<p>【原則方針】 施設利用人数については、定員の50%以下となります。 ・さいたま市文化センターの制限定員は、下記のとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #f4b084;"> <th>部 屋</th> <th>定 員</th> <th>制限定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大ホールA仕様</td> <td>2006名</td> <td>1003名</td> </tr> <tr> <td>大ホールB仕様</td> <td>1658名</td> <td>829名</td> </tr> <tr> <td>小ホール</td> <td>340名</td> <td>170名</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">多目的ホール</td> <td>130名(丸テーブル)</td> <td>65名</td> </tr> <tr> <td>150名(角テーブル)</td> <td>75名</td> </tr> <tr> <td>250名(立食)</td> <td>125名</td> </tr> <tr> <td>第1リハーサル室</td> <td>100名</td> <td>50名</td> </tr> <tr> <td>第2リハーサル室</td> <td>60名</td> <td>30名</td> </tr> <tr> <td>第1練習室</td> <td>20名</td> <td>10名</td> </tr> <tr> <td>第2練習室</td> <td>30名</td> <td>15名</td> </tr> <tr> <td>大集会室</td> <td>108名</td> <td>54名</td> </tr> <tr> <td>大集会室A仕様</td> <td>54名</td> <td>27名</td> </tr> </tbody> </table>	部 屋	定 員	制限定員	大ホールA仕様	2006名	1003名	大ホールB仕様	1658名	829名	小ホール	340名	170名	多目的ホール	130名(丸テーブル)	65名	150名(角テーブル)	75名	250名(立食)	125名	第1リハーサル室	100名	50名	第2リハーサル室	60名	30名	第1練習室	20名	10名	第2練習室	30名	15名	大集会室	108名	54名	大集会室A仕様	54名	27名
部 屋	定 員	制限定員																																				
大ホールA仕様	2006名	1003名																																				
大ホールB仕様	1658名	829名																																				
小ホール	340名	170名																																				
多目的ホール	130名(丸テーブル)	65名																																				
	150名(角テーブル)	75名																																				
	250名(立食)	125名																																				
第1リハーサル室	100名	50名																																				
第2リハーサル室	60名	30名																																				
第1練習室	20名	10名																																				
第2練習室	30名	15名																																				
大集会室	108名	54名																																				
大集会室A仕様	54名	27名																																				

	大集会室 B 仕様	54 名	27 名
	第 1 集会室	22 名	11 名
	第 2 集会室	18 名	9 名
	第 3 集会室	30 名	15 名
	第 4 集会室	18 名	9 名
	第 1 和室	16 名	8 名
	第 2 和室	16 名	8 名
	第 3 和室	16 名	8 名
	茶室	4 名	2 名
項目	詳細		
[2] <u>[1]の例外規定</u>	<p>※ただし、「大声での歓声、声援等がないことを前提としうる催物」であり、次に掲げる 8 項目すべての対応が可能な場合は、制限（定員の 5 0 %以下とする制限）を超える利用者数での利用が可能となります。</p> <p>《制限の例外扱い対応要請全 8 項目》</p> <ol style="list-style-type: none"> ①手洗い、消毒を徹底すること ②マスク着用を徹底すること（着用率 1 0 0 %） ③大声を出す者がいた場合、個別に注意および対応等ができるよう人員を配置するなどの体制を整備すること ④演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離（最低 2 m）を確保すること ⑤入退場列、休憩時間の密集を回避する措置（人員の配置、導線の確保等）や十分な換気を行うこと ⑥名簿を作成すること（参加者の連絡先を確実に把握する） ⑦参加者、出演者への検温を徹底すること ⑧「利用チェックリスト」を利用の直前に、会館窓口へ提出すること 		
[3] <u>定期的な換気の実施</u>	<p>1 時間毎に休憩を取り入れ、窓または入口ドアを開けるなどして、最低 5 分以上の換気を必ず行ってください。</p> <p>・換気のため、施設利用時は窓と入口ドアを開放してください。</p>		
[4] <u>社会的距離の確保</u>	<p>人の間隔を 1 m 以上（できれば 2 m）空けて活動してください。</p> <p>・会議等の机の配置は、可能な限り対面を避けて教室型とし、対面の場合は正面で向き合わないような椅子の配置に努めてください。</p> <p>・立って行う活動は、両手を伸ばし前後左右で隣の人の手に触れない距離を確保してください。</p>		
[5] <u>利用(来館)中のマスクの着用</u>	<p>利用(来館)中はマスクを着用してください。</p> <p>※症状がない方も着用してください。</p>		

[6] <u>定期的な手指消毒と手洗</u>	会館入口等に設置してある消毒液で、来館時などの定期的な消毒と手洗いを行ってください。
[7] <u>名簿による参加者の把握</u>	参加者全員の氏名及び緊急連絡先を把握できるように、名簿を作成してください。また、代表の方は、必要に応じて、保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知しておいてください。
[8] <u>混雑時の入場制限（ホール）</u>	混雑時などの対人距離が確保できない場合は、入場制限等を実施してください。 ・ホールについては、事前に余裕をもった入場時間を設定し、券種やゾーン(扉)ごとの時間差での入場に努めてください。
[9] <u>長時間滞留の制限</u>	利用活動の前後においては、ロビー等で長時間な滞留とならないように、なるべく速やかな入退館等に努めてください。
[10] <u>発生を伴う活動（合唱、カラオケ、演劇等）の対策</u>	大声での会話（発声）を抑制するため、BGMの音量は控えるように努めてください。また、マイクを使用した場合は、1回使用すごとに消毒を行ってください。 ※演奏・演技・舞踏等において、大声での発声、歌唱、呼気が激しくなるような運動が想定される利用は、舞台等から最低2mの距離を確保してください。
[11] <u>近距離で対面する活動の対策</u>	対面での会話は極力回避してください。 ・対面での活動の場合は、アクリル板や透明ビニール等により人と人との間を遮断できるよう努めてください。 ・人が滞留しないよう、間隔を置いたスペース作り等の工夫を行ってください。
[12] <u>飲食を伴う活動の対策</u>	飲食を伴う活動の場合は、人と人との距離を概ね2m以上は確保してください。また、食事中の会話は控えめにしてください。 ※ロビー等では熱中症対策のための水分補給を除き、飲食の利用は禁止となります。
[13] <u>体調不良者の利用自粛</u>	下記の症状に該当する場合は、来館を控えてください。 ・発熱 ・咳 ・呼吸困難 ・全身倦怠感 ・咽頭痛 ・鼻汁 ・鼻閉 ・味覚、臭覚障害 ・目の痛みや結膜の充血 ・頭痛 ・関節、筋肉痛 ・下痢 ・嘔気、嘔吐
[14] <u>共有物品の利用の節制</u>	貸出備品については、他者と共有して使用する場合は、その都度で消毒を行ってください。（消毒液等は、皆さままでご用意ください。） また、急須や湯飲みは貸出を行います。極力、各自での持参に努めてください。
[15] <u>十分な対策が取れない場合の開催自粛</u>	感染予防について、十分な対策を取ることが難しいと判断した場合は、利用活動を中止または延期するよう努めてください。

<参考：内閣官房より「2月末まで催物の開催制限等について」> （一部抜粋）

○ 「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」の例は以下のとおり。

【音楽】クラシック音楽、歌劇、吹奏楽等のコンサート等

【演劇】現代演劇、読み聞かせ等 【舞踊】バレエ、現代舞踊等

【伝統芸能】人郷浄瑠璃、歌舞伎等 【芸能・演芸】講談、落語、漫談等

【公演・式典】各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、入学式等

【展示会】各種展示会等

○ 大声での歓声・声援等が想定されるものの例は以下のとおり。

【音楽】ロックコンサート、ポップコンサート等 【スポーツイベント】サッカー、野球等

【公演】キャラクターショー等

【ライブハウス・ナイトクラブ】ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント

[ホール利用注意事項]

- ①最前列着席はステージ先端から2 m以上空ける。また、「大声での歓声、声援等がないことを前提としうる催物」に該当する場合は、客席着席の位置は前後左右を空ける。(一つ置き+千鳥配置)
- ②入退場時や集合場所、舞台上、楽屋、控室等における人と人との距離を確保する。
- ③事前に余裕を持った休憩時間を設定し、トイレ等の混雑を緩和する。
- ④仕込み、リハーサル、撤去等において、十分な時間を設定し、密な空間の防止に努める。
- ⑤パンフレット等の物販を行う場合は、購入者には最低1 mの間隔を空けてもらう。
- ⑥休憩時のホワイエでは、来場者同士の距離確保に努めていただくよう呼び掛ける。

上記の項目を遵守していただけない場合は、施設の利用はできません。

[利用取消に伴う還付申請の取扱いについて]

現在、実施している新型コロナウイルス感染症拡大防止のための施設利用取消に伴う利用料の全額還付措置については、イベント開催および施設利用の制限が緩和されたことから、令和2年9月19日以降に利用取消を申請した場合は、対象期間が下記のとおりとなります。

(1) 大・小ホール

- ・利用日が令和3年3月31日までの予約：全額還付
- ・利用日が令和3年4月1日以降の予約：通常の還付割合

(2) 多目的ホール・展示室

- ・利用日が令和3年1月31日までの予約：全額還付

- ・利用日が令和3年2月1日以降の予約：通常の還付割合

(3) 練習室・集会室・和室・茶室

- ・利用日が令和2年12月31日までの予約：全額還付
- ・利用日が令和3年1月1日以降の予約：通常の還付割合

なお、上記期間における還付申請については、申請書の提出の前に、電話等による「施設利用取消」の連絡をいただければ、その連絡があった日を「申請日」として処理させていただきます。ただし、その場合は、ご連絡日より14日以内に申請書をご提出ください。

◆-----◆
本「お願い」については、新型コロナウイルスの感染状況や行政機関などによる指示、各種ガイドラインの変更および更新に伴い、内容が変更される場合がありますので、予めご了承ください。また、最新情報は、さいたま市文化センターウェブサイトなどでも随時お知らせいたしますので、ご来館の際には、ご確認いただきますようお願いいたします。

ご来館（ご利用）の方々に、安心してさいたま市文化センターをご利用いただきますよう最善を尽くしてまいりますので、ご不便をお掛けすることもございますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

◆さいたま市文化センター◆